

令和6年度 品川区多文化共生等推進事業助成金 募集要領

1. 多文化共生等推進事業助成金について

品川区には約16,000人の外国人の方が住んでいます(令和6.4.1現在)。品川区はこれまで、海外の姉妹・友好3都市との交流や大使館・領事館が参加するイベント等を行ってきました。これからは、国籍や地域、宗教、文化による違いなど、お互いの価値観を理解・尊重し、同じ区民として快適に生活できるまちづくりが求められています。

本助成金は、在住外国人との交流や多文化共生を推進する事業を応援することで、区民の多文化共生意識を醸成するとともに、在住外国人が安心して生活ができ、地域社会に溶け込むことを目的に行うものです。

2. 助成金の概要

(1) 助成対象団体【下記のすべてに該当すること】

- ◇主に品川区内で活動を行う団体であること
- ◇原則として1年以上の活動実績があり、今後も多文化共生事業等を継続する団体であること。
- ◇法人格を有する団体または5人以上の構成員で組織されるもの。なお法人格が無い場合は、目的・組織・代表者等、団体の運営やコンプライアンスに必要な規程があること。
- ◇団体の運営に関する規程(定款、規約、会則等)が定められていること。
- ◇宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。
- ◇特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう)の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ◇暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)、または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(2) 補助対象事業【下記のいずれかを目的とする事業であること】

- ◇区民と在住外国人双方による地域での交流推進を目的とする事業
 - ◇在住外国人の生活支援を目的とする事業
 - ◇在住外国人の日本語学習または学習支援を行う事業
 - ◇多文化共生意識の醸成や啓発に資する事業
- ※上記に関わらず、下記のいずれかに該当する事業は対象外とします。
- ・品川区外で行う事業または主に品川区民以外を対象とする事業
 - ・他の団体から補助金等を受領している事業
 - ・営利を目的とする事業

- ・特定の個人または法人その他の団体のみの利益を目的とする事業
- ・宗教活動または政治活動を目的とした事業
- ・調査または研究を目的とした事業
- ・令和6年5月31日時点(募集期間終了時)に、すべて完了している事業
- ・その他区長が適当でないとするもの

(3) 助成金の額

(助成対象事業経費－事業収入・寄附金等)×2/3 ただし、上限金額は10万円
 ※助成金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(4) 助成対象経費(※1)

対象項目	説明:具体的内容
報償費	講師謝礼(交通費含む)、通訳・翻訳など(※2・3)
会場使用料	会場および設備等の借上げ経費
広報関係費	ポスター・チラシ・パンフレット等作成経費、Web サイト関係経費(※3)
原材料・消耗品費	事務用品、用紙、書籍、印刷等 (※3・4)
保険料	傷害保険等
通信運搬費	文書等送料

※1 団体の経常的な経費(運営経費等)は対象外です。飲食代は、実費相当分を参加者から徴収する場合等、収入として計上する場合に限り、支出に計上していただいて差し支えありません。(それ以外は、対象外となります。)

※2 原則として、報償費は、下記の基準を超えないものとします。

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| A. 大学教授、弁護士、公認会計士、医師、 | 13,700 円/1 時間 |
| B. 大学准教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者 | 12,200 円/1 時間 |
| C. 大学講師・助教・助手、民間技術者、民間企業下級管理者 | 10,500 円/1 時間 |
| D. 高専准教授、小・中・高校教諭、民間技能者 | 9,500 円/1 時間 |

※3 団体構成員に対する支出とみなされる場合は助成対象経費に計上できません。

※4 「備品」は本事業の対象外とします。なお、本助成制度における「備品」とは、原則として、その値段に関わらず、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいいます。

3. 事業の期間

助成する事業は、**令和6年4月1日～令和7年2月28日**に実施する事業。ただし、令和6年5月31日時点(募集期間終了時)に、すべて完了している事業を除く。

4. 申請手続

【申請期間】 令和6年4月21日（日）～5月31日（金）午後5時（必着）

【提出書類および申請方法】

提出書類を準備の上、下記いずれかの方法で申請してください。

（提出書類）

- (1)交付申請書《第1号様式》 ※電子申請の場合は提出不要
- (2)事業計画書《第2号様式》
- (3)収支予算書《第3号様式》
- (4)申請団体の目的を記載したもの（定款、会則、設立趣意書等）
- (5)役員（会員）名簿 ※団体での役職・役割が分かるもの
- (6)申請団体の当該年度の年間活動計画書および前年度の活動報告書
- (7)申請団体の当該年度収支予算書および前年度の決算書
- (8)見積書（2万円以上の経費がかかるもののみ）

なお、申請用紙は下記からダウンロードしてください。

<https://bit.ly/3MYDch1>（もしくは区HPより【多文化共生 助成金】と検索してください）

（申請方法）

①電子申請

品川区電子申請サービス

(https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1246)

QRコードはこちら



②持参または郵送（必着）

（提出先）品川区役所本庁舎5階 総務課 平和・国際担当あて

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

※必ず電子データでもご提出ください（送付先：somu-kokusai@city.shinagawa.tokyo.jp）

※様式1～3は手書きのものは受け付けませんのでご留意下さい

※提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

5. 審査基準

申請された事業は、以下の審査基準に基づいて実施します。

◇事業の必要性

- ・ニーズや課題を具体的に把握し示されているか。
- ・多くの区民にとって有益な、公益性のある事業目的となっているか。

◇事業の独自性・先進性

- ・取り組みに創意工夫がされているか
- ・単に、発表や展示ではなく、交流参加者との主体的・能動的な関わりがあるか。

◇事業の効果

- ・事業目的に合致し、成果が具体的に示されているか。
- ・国際化や多文化共生推進の波及効果が高いと認められるか。

◇事業の実現性・適正

- ・実施体制や責任体制が明確であり、継続的な事業実施が期待できるか。
- ・スケジュールが具体的で、実施可能な計画になっているか。
- ・実現可能性の高い予算で収支のバランスがとれ、費用の使途が事業目的に対し妥当であるか。

6. 交付決定通知

審査の上、6月末までに助成の可否について、文書で通知します。

※助成することが決定した場合にお知らせする交付決定額は、助成額の上限額となります。

最終的な助成額は、事業終了後にご提出いただく実績報告書に基づき金額を確定し、請求書により請求いただいた後にお振込みいたします。

7. 事業終了後の報告

事業終了後、30日以内に実績報告書、収支決算書、領収書の写し等の添付書類一式を提出してください。提出したものを精査して、助成額を確定します。なお、当初申請書に記載したもの以外は助成対象となりませんので、ご注意ください。

8. 申請事業の公表

◇申請された事業の概要・団体名・審査結果は、品川区ホームページ等で公表します。

◇申請団体から提出された書類等は、区の行政文書として情報公開の対象となります。

9. その他の留意事項

- ◇申請書類は返却しません。
- ◇申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。
- ◇助成事業の実施にあたって個人情報の取り扱いが発生する場合、助成事業を実施する団体に対して、区の基準に合わせた個人情報の管理方法へ改善を求めることがあります。
- ◇事業決定後、当初の申請に虚偽がある場合など、違反する事実等があった場合には、助成を取り消すことがあります。
- ◇事業の広報にあたっては、「品川区多文化共生等推進事業助成金」を活用した事業であることを記載していただきます。
- ◇区の主催する事業への参加もしくは助成対象事業の報告に協力いただく場合があります。

10. お問い合わせ先（提出先）

品川区 区長室 総務課 平和・国際担当(品川区役所本庁舎 5階)
〒140-8715 品川区広町 2-1-36
電話:03-5742-6691(直通)
メール:somu-kokusai@city.shinagawa.tokyo.jp